

# I 滋賀県の情報公開制度

## 1 はじめに

滋賀県では、県民参加による身近で開かれた県政を推進するための仕組みの一つとして、昭和62年10月に「滋賀県公文書の公開等に関する条例」を制定して、昭和63年4月から公文書公開を実施してきました。平成12年10月には、地方分権の進展や行政運営の透明性の向上、説明責任がより一層求められるようになってきたこと、また、国においても情報公開法が制定されたことなどを踏まえ、「滋賀県公文書の公開等に関する条例」の全面的な見直しを行い、「滋賀県情報公開条例」を制定し、平成13年4月1日から施行しています。

県では条例前文にも示されている、「県の保有する情報は県民の共有財産であり、公開が原則である」という理念に則って、「公文書公開制度」と「情報公開の総合的な推進」を二つの柱として情報公開を進め、県政運営の透明性の確保に努めながら、県民の皆さんと情報を共有して協働による県政を進めていくこととしています。

## 2 情報公開制度のあらまし

### (1) 公文書公開制度

公文書公開制度は、実施機関の保有している公文書を公開請求に基づき公開する制度で、情報公開制度の中心となるものです。

#### ア 公文書公開制度を実施する機関 [条例第2条第1項]

- 知事    ■議会    ■教育委員会    ■選挙管理委員会    ■人事委員会
- 監査委員    ■公安委員会    ■警察本部長    ■労働委員会    ■収用委員会
- 海区漁業調整委員会    ■内水面漁場管理委員会    ■公営企業管理者
- 病院事業管理者    ■県が設立した地方独立行政法人

#### イ 公開請求の対象となる公文書 [条例第2条第2項]

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとなります。ただし、①公報、官報、白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、②県立近代美術館などの県の施設や県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別な管理がなされているものは、除かれます。

なお、議会については平成11年10月1日以降に、また、公安委員会および警察本部長については平成14年4月1日以降に、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが対象となります。

#### ウ 公開請求権者 [条例第4条]

「何人も」、すなわち県民の方だけでなく、県外の方でも、どなた（どの団体）でも公開請求をすることができます。

## エ 公開請求の方法 [条例第5条]

公文書の公開請求は、氏名、住所、公開を請求する公文書の名称等を記載した「公文書公開請求書」を実施機関に提出することにより行うことができます。提出は、来庁していただく他、ファックス、郵送、しがネット受付サービス（滋賀県のホームページから利用できる電子申請）により行うこともできます。

なお、公開請求の相談および案内の窓口として、本庁に「県民情報室」を、県内6か所にある合同庁舎（南部・甲賀・東近江・湖東・湖北・高島）に「行政情報コーナー」を、警察本部に「警察県民センター情報公開推進室」を設け、各警察署（県内12か所）は警務課がこの窓口となっています。

## オ 非公開情報 [条例第6条]

公開請求のあった公文書は公開が原則ですが、例外として次の情報が記録されている場合は、公開できない場合があります。

### (ア) 個人に関する情報 [第1号]

個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報など

### (イ) 法人等に関する情報 [第2号]

法人その他の団体に関する情報や事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等や当該個人の正当な利益を害するおそれのある情報など

### (ウ) 公共安全と秩序の維持に支障が生ずる情報 [第3号]

公にすることにより、犯罪の予防・捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

### (エ) 法令または条例の規定により非公開とされる情報 [第4号]

法令等の規定により非公開とされている情報

### (オ) 審議、検討または協議に関する情報 [第5号]

県の機関等の内部または相互間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など

### (カ) 事務の円滑な実施を困難にする情報 [第6号]

県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

## カ 部分公開 [条例第7条]

公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分を容易に分離できるときは、原則公開の理念に基づいて、当該公文書の全部を非公開とするのではなく、非公開部分を除いて可能な限り公開すべきこととされています。

## キ 公益上の理由による裁量的公開 [条例第8条]

公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは公開することができるとされています。

## ク 公文書の存否に関する情報 [条例第9条]

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を

拒否することができるかとされています。

#### ケ 公開請求に対する決定および決定期限 [条例第 10 条・第 11 条・第 12 条]

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求があった日（收受年月日の翌日を起算日とする）から 15 日以内に公開するかどうかの決定を行わなければならないとされています。また、非公開とする部分がある場合には非公開とする理由を示さなければならないとされています。

公開請求のあった日から 15 日以内に決定することができない正当な理由があるときは、30 日を限度として決定期間を延長することができるかとされています。

なお、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から 45 日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合については、「公開決定等の期限の特例」（条例第 12 条）の規定があります。

#### コ 公開の実施および費用負担 [条例第 15 条・第 16 条]

公開の実施の方法には、閲覧、聴取、視聴または写しの交付があります。

公文書の閲覧、聴取および視聴については無料ですが、公文書の写しの交付また送付に要する費用は公開請求者の負担となります。

#### サ 不服申立て [条例第 3 章]

実施機関の行った公開請求に対する決定について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

実施機関は、滋賀県情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、不服申立てに対する決定または裁決を行うこととなります。

## (2) 情報公開の総合的な推進

滋賀県では、条例の目的である「県民と県との協働による県政の進展に寄与する」ために、公文書公開制度の、請求に基づく公文書の公開にとどまらず、積極的に県の保有する情報の公開を行い、情報公開の総合的な推進を図っています。

### ア 情報提供制度

#### (ア) 行政資料の閲覧・貸出・写しの交付

情報公開制度の窓口として設置している本庁の県民情報室や各合同庁舎の行政情報コーナーにおいて、県刊行物や統計資料等の閲覧や貸出、有償での写しの交付を行い、県政情報の提供に努めています。

#### (イ) 県刊行物の有償頒布

県の保有する情報を広く県民等の利用に供するため、平成 12 年度から「県刊行物の有償頒布に関する要領」を施行し、県刊行物の有償頒布を実施しています。

#### (ウ) 「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」に基づく情報提供

平成 18 年度末に「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」を制定（平成 19 年度施行）し、滋賀県ホームページへの情報の掲載や県民情報室等での情報の縦覧を推進しています。なお、本要綱の施行により、知事、副知事、各実施機関の長、本庁各部長等の交際費の支出状況もホームページに掲載しています。

### イ 県民政策コメント制度

滋賀県では県の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、県民とのパートナーシップによる県政の推進に資することを目的として、平成 12 年度から「滋賀県民政策コメント制度に関する要綱」を施行しています（所管：総務部経営企画室）。

県民政策コメント制度は、県政の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらについて提出された県民等の意見、情報および専門的な知識を反映させる機会を確保する手続をいい、対象となるものは以下のものとなっています。

- (ア) 県の基本構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定
- (イ) 県行政に関する基本方針を定め、または県民に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）の制定または改廃に係る案の策定（迅速性または緊急性を要するものおよび軽微なものを除く。）

## ウ 附属機関等の会議の公開

滋賀県では、政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るために、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」を策定し、平成 12 年度から運用しており、滋賀県情報公開条例第 6 条各号に規定する非公開情報を審議する場合などを除き、附属機関等の会議を公開することとしています（所管：総務部人事課）。

### (ア) 会議の開催の周知

公開の会議を開催する場合には、開催の日時、場所、議題、傍聴手続等を記した会議開催案内を県民情報室や行政情報コーナーに掲示するとともに県のホームページに掲載することなどによりお知らせしています。

### (イ) 公開の方法

会議の傍聴および議事録等の会議結果の公表の方法により行っています。

## エ 出資法人の情報公開

滋賀県では、県の出資法人について、当該出資の公共性にかんがみ、滋賀県情報公開条例第 34 条の規定に基づいて、「出資法人の情報公開の推進に関する指導指針」（平成 13 年 1 月 31 日制定）を定めて、出資法人の情報公開を推進しています。

### (ア) 対象となる出資法人

対象となる出資法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資している法人で次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資し、かつ、県の出資割合が最も高い法人（②に掲げる法人を除く。）
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 152 条第 4 項に規定する法人に該当する法人

### (イ) 出資法人において実施する情報公開制度

- ① 出資法人の経営状況等に関する資料の公表  
上記（ア）の①または②に該当するすべての出資法人が対象となっています。
- ② 出資法人が定める規程等に基づき、当該出資法人がその保有する文書について滋賀県情報公開条例に準じた公開制度（文書公開制度）の実施  
上記（ア）の①に該当する出資法人のうち県が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人および上記（ア）の②に該当する法人が対象となっています。

## Ⅱ 平成 27 年度の情報公開制度の実施状況

### 1 公文書公開制度

#### (1) 公文書公開請求の件数（受付場所別・請求手段別）

平成 27 年度の公文書公開請求件数は 1,966 件で、これまでの最多である前年度の 1,597 件より 369 件増加し、過去最多となりました。

受付場所別では、本庁が 1,260 件と 64.1%を占めています。また、請求手段別では、来庁による請求が 1,214 件と 61.7%を占めています。

表 1-1 公文書公開請求件数（受付場所別） (単位：件)

区 分	受 付 場 所			合 計
	本 庁	地方機関	県 警	
平成 27 年度	1,260	646	60	1,966
平成 26 年度	1,070	470	57	1,597

請求書 1 枚を 1 件として数えています。

注 本 庁：県民情報室、本庁各課（行政委員会事務局等を含む）など  
地方機関：各事務所、県立学校、病院事業庁など  
県 警：警察県民センター、各警察署

表 1-2 公文書公開請求の件数（請求手段別） (単位：件)

区 分	来 庁	郵 送	F A X	しがネット	合 計
平成 27 年度	1,214	141	370	241	1,966
平成 26 年度	939	109	309	240	1,597

注 しがネット：しがネット受付サービス（滋賀県HPからの電子申請）

#### (2) 公文書公開請求の件数（実施機関別）

公文書公開請求のうち、1,757 件が知事に対するもので 89.4%を占めています。

表 2 公文書公開請求の件数（実施機関別） (単位：件(割合))

実施機関	請求件数	実施機関	請求件数
知事	1,757 (89.4%)	労働委員会	0 (0%)
議会	12 (0.6%)	収用委員会	0 (0%)
教育委員会	64 (3.3%)	海区漁業調整委員会	0 (0%)
選挙管理委員会	15 (0.8%)	内水面漁場管理委員会	0 (0%)
人事委員会	1 (0.1%)	公営企業管理者	36 (1.8%)
監査委員	16 (0.8%)	病院事業管理者	4 (0.2%)
公安委員会	0 (0%)	県立大学	1 (0.1%)
警察本部長	60 (3.1%)	合計	1,966

注 各実施機関の割合の合計は、小数点以下の処理の関係で 100%にならない。

### (3) 公文書公開請求の請求者

公文書公開請求の請求者の内訳は、「県内に存する法人・その他の団体」が1,002件と最も多く、「県内」請求者が70.6%を占めています。

表3 公文書公開請求件数（請求者別）

（単位：件（割合））

請求者	県内		県外		合計
	個人	法人・団体	個人	法人・団体	
平成27年度	385 (19.6%)	1,002 (51.0%)	162 (8.2%)	417 (21.2%)	1,966
平成26年度	329 (20.6%)	731 (45.8%)	141 (8.8%)	396 (24.8%)	1,597

### (4) 公文書公開請求の処理状況

公文書公開請求1,966件（そのうち105件は取下げ）に対し、949件を公開（全部公開）し、857件を一部公開しました。非公開は55件あり、そのうち44件は公文書が存在しないことを理由とするものです。

なお、「公開率」は99.4%でした。

表4 公文書公開請求の処理状況（実施機関別）

（単位：件）

実施機関	請求件数	請求取下	処理状況（請求単位）				
			公開	一部公開	非公開		
					（非公開情報）	（不存在）	（その他）
知事	1,757	81	873	763	7	33	0
議会	12	0	5	5	1	1	0
教育委員会	64	10	27	23	0	4	0
選挙管理委員会	15	2	5	7	1	0	0
人事委員会	1	0	1	0	0	0	0
監査委員	16	9	0	6	0	1	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	60	2	10	42	2	4	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	36	1	27	8	0	0	0
病院事業管理者	4	0	1	2	0	1	0
県立大学	1	0	0	1	0	0	0
合計	1,966	105	949	857	11	44	0

注1（非公開情報）は、条例第6条各号の非公開情報であることを理由に公文書の全部が非公開となった件数です。

条例第9条に基づく存否応答拒否を含みます。

2（不存在）は、公文書が存在しないこと理由に非公開となった件数です。

3 公開率は、（公開＋一部公開）÷（請求件数－取下・不存在・その他）×100により算出しています。

4 1件の請求に対して公開等の決定が複数されている場合、複数の決定内容を1件にまとめています。（例：1件の請求が複数の主務課所にわたるもので、A課が公開決定、B課が非公開決定を行っている場合、「決定状況」は請求単位でまとめ、一部公開1件としています。）

### (5) 公文書公開請求に対する決定件数

公開請求に対しては、請求の対象となる公文書を保有する主務課所が公開や一部公開等の決定を行います。

実施機関別の決定件数では、知事に対する請求の決定件数が 1,769 件で全体の 90.3%を占め、知事の部局別決定件数では、土木交通部が 1,287 件（72.8%）で最も多く、次いで琵琶湖環境部 241 件（13.6%）となっています。

また内容別決定件数では、業務委託や工事の金入設計書(985 件)、建築計画概要書(355 件)が多く、事業活動に利用するためと考えられる請求が増加傾向にあります。

表 5-1 公文書公開請求に対する決定件数

実施機関		決定状況					合計
		公開	一部公開	非公開			
				(非公開情報)	(不存在)	(その他)	
知事	知事直轄組織	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(2)
	総合政策部	(5)	(5)	(0)	(1)	(0)	(11)
	総務部	(9)	(32)	(2)	(1)	(0)	(44)
	琵琶湖環境部	(122)	(113)	(0)	(6)	(0)	(241)
	健康医療福祉部	(16)	(37)	(0)	(2)	(0)	(55)
	商工観光労働部	(10)	(10)	(0)	(1)	(0)	(21)
	農政水産部	(10)	(97)	(0)	(0)	(0)	(107)
	土木交通部	(724)	(500)	(5)	(58)	(0)	(1,287)
	会計管理局	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
	計	897	796	7	69	0	1,769
議会		5	5	1	1	0	12
教育委員会		29	26	0	4	0	59
選挙管理委員会		5	7	1	0	0	13
人事委員会		1	0	0	0	0	1
監査委員		0	6	0	1	0	7
公安委員会		0	0	0	0	0	0
警察本部長		10	42	2	4	0	58
労働委員会		0	0	0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0	0	0
公営企業管理者		27	8	0	0	0	35
病院事業管理者		1	2	0	1	0	4
県立大学		0	1	0	0	0	1
合計		975	893	11	80	0	1,959

注 本県では、1 件の請求が複数の主務課所にわたるものである場合、原則として主務課所ごとに決定を行っています。そのため、受理件数（1,861 件＝請求件数(1,966)－取下げ件数(105)）よりも決定件数（1,959 件）が多くなっています。

表5-2 公文書公開請求に対する知事部局決定件数

所属	件数	所属	件数	所属	件数
<b>知事直轄組織 計</b>	<b>2</b>	<b>健康医療福祉部 計</b>	<b>55</b>	<b>土木交通部 計</b>	<b>1,287</b>
秘書課	0	健康福祉政策課	2	監理課	10
広報課	0	健康医療課	9	交通戦略課	1
エネルギー政策課	0	医療福祉推進課	14	道路課	104
防災危機管理局	2	障害福祉課	5	砂防課	21
<b>総合政策部 計</b>	<b>11</b>	薬務感染症対策課	4	都市計画課	10
企画調整課	6	生活衛生課	5	住宅課	38
県民活動生活課	2	医療保険課	0	建築課	70
文化振興課	0	子ども・青少年局	4	流域政策局	44
人権施策推進課	1	健康福祉事務所〈4〉	6	(大津土木事務所)	(81)
情報政策課	1	動物保護管理センター	3	(南部土木事務所)	(123)
統計課	0	子ども家庭相談センター〈1〉	1	(甲賀土木事務所)	(336)
近代美術館	1	近江学園	1	(東近江土木事務所)	(78)
<b>総務部 計</b>	<b>44</b>	衛生科学センター	1	(湖東土木事務所)	(98)
総務課	24	<b>商工観光労働部 計</b>	<b>21</b>	(長浜土木事務所)	(81)
人事課	9	商工政策課	0	(長浜土木木之本支所)	(61)
総務事務・厚生課	1	中小企業支援課	17	(高島土木事務所)	(111)
財政課	2	モノづくり振興課	2	土木事務所 計	969
税政課	0	労働雇用政策課	2	芹谷地域振興事務所	15
市町振興課	2	女性活躍推進課	0	北川水源地域振興事務所	5
検査課	0	観光交流局	0	<b>会計管理局 計</b>	<b>1</b>
事業課	1	<b>農政水産部 計</b>	<b>107</b>	管理課	0
県税事務所〈1〉	4	農政課	1	会計課	1
自動車税事務所	1	食のブランド推進課	0	<b>知事合計</b>	<b>1,769</b>
<b>琵琶湖環境部 計</b>	<b>241</b>	農業経営課	1	(取下げ)	81
環境政策課	1	畜産課	0	(総計)	1,850
琵琶湖政策課	5	水産課	23		
温暖化対策課	0	耕地課	13	<b>【上位5部局】</b>	<b>割合</b>
循環社会推進課	22	農村振興課	5	土木交通部	72.8%
下水道課	47	農業農村振興事務所〈7〉	61	琵琶湖環境部	13.6%
森林政策課	3	家畜保健衛生所	2	農政水産部	6.0%
森林保全課	14	水産試験場	1	健康医療福祉部	3.1%
自然環境保全課	6			総務部	2.5%
環境事務所〈4〉	8				
森林整備事務所〈5〉	101				
琵琶湖環境科学研究センター	1				
下水道事務所〈2〉	33				

注1 複数の所属にまたがる請求は、所属ごとに1件で数えています。そのため表4の取下げを除く請求件数(1,676件)よりも件数が多くなっています。

2 地方機関については、請求のあった所属だけを列挙しています。地域ごとに同種の地方機関がある場合は合計を記載しています。〈〉内は決定をした事務所の数です。

3 土木事務所は請求件数が多いため、事務所ごとの内訳も列挙しています。



表5-3 公文書公開請求に対する教育委員会決定件数

所属	件数	所属	件数
教育総務課	4	文化財保護課	1
学校支援課	14	県立学校	1
教職員課	33		
学校教育課	4		
人権教育課	0	教育委員会合計	59
生涯学習課	0	(取下げ)	10
スポーツ健康課	2	(総計)	69

注 複数の所属にまたがる請求は、所属ごとに1件で数えています。そのため表4の取下げを除く請求件数(54件)よりも決定件数が多くなっています。

## (6) 非公開理由の内訳

一部公開決定・非公開決定の非公開理由(不存在・その他を除く)は、「個人に関する情報」が最も多く、次いで、「法人等に関する情報」、「事務事業支障情報」が多く、これら3つが非公開理由の大半(97.9%)を占めています。

表6 非公開理由の内訳

非公開理由	件	適用率(%)
個人に関する情報(条例第6条第1号該当)	578	52.1%
法人等に関する情報(条例第6条第2号該当)	351	31.6%
公共安全支障情報(条例第6条第3号該当)	17	1.5%
法令秘情報(条例第6条第4号該当)	1	0.1%
審議検討情報(条例第6条第5号該当)	5	0.5%
事務事業支障情報(条例第6条第6号該当)	158	14.2%
合計	1,110	100%

注 不存在の場合や1件の決定で複数の非公開理由が適用されているものがあるため、一部公開決定・非公開決定の件数を上回っています。

## (7) 不服申立て、情報公開審査会の審議および実施機関の処理の状況

### <滋賀県情報公開審査会の概要>

滋賀県情報公開審査会は、学識経験者や一般公募者等7人以内の委員で構成されています。情報公開審査会は、非公開決定等について不服申立てがあった場合に実施機関から諮問を受け、実施機関が行った決定の当否について審議を行うほか、情報公開制度の運営・改善について公正中立な立場から建議を行う地方自治法上の附属機関です(法第202条の3)。

### <審査会の開催状況>

平成27年度は、計10回開催されました。(表8参照)

### <不服申立て・諮問の状況>

平成27年度は、不服申立てが15件(うち4件取下げ)あり、同年度中に審査会へ諮問されたものが9件ありました。(表7-1参照)

### <答申および実施機関の処理の状況>

平成27年度は、審査会による答申が11件ありました。実施機関の決定を妥当とするものが2件、決定を一部取り消すべきとするものが6件、決定を取り消すべきとするものが3件でした(26年度諮問案件に対する答申が10件。27年度諮問案件に対する答申が1件)。(表7-2参照)

答申を受けた実施機関による決定・裁決は10件あり、答申に沿った決定・裁決は10件でした(27年度の答申を受けた決定・裁決が10件)。

表7 不服申立ての実施機関の処理状況（平成27年度）

7-1 行政不服審査法に基づく不服申立て、実施機関の処理の状況

不服申立て係属件数			申立 取 下 げ	実施機関の処理							
内 訳		未 諮 問		審 査 会 諮 問 中	答 申 後 未 処 理	決 定 ・ 裁 決					
前年度 からの 繰越	27年度新 規不服申 立て					内 訳				認 容	一 部 認 容
27	12	15	4	2	8	1	12	4	5		

7-2 情報公開審査会の審議の状況

諮問係属件数			諮 問 取 下 げ	審 査 会 の 処 理					
内 訳		審 議 中		答 申					
前年度 からの 繰越	27年度 新規諮問			内 訳					
			原 処 分 妥 当	一 部 取 消	取 消	却 下			
21	12	9	2	8	11	2	6	3	0

表8 滋賀県情報公開審査会の開催状況

回	開催日	案 件	議 事 内 容
第235回	H27.5.12	諮問第94号	答申案審議
		諮問第98号・100号	諮問実施機関の口頭説明・審議
		諮問第99号	諮問実施機関の口頭説明・審議
第236回	H27.6.3	諮問第94号	答申案審議
		諮問第95号	審議
第237回	H27.7.16	諮問第94号	答申案審議
		諮問第95号	答申案審議
		諮問第97号	事務局の事案説明・審議
		諮問第102号	事務局の事案説明・審議
第238回	H27.8.21	諮問第96号	審議
		諮問第97号・102号	諮問実施機関の口頭説明・審議
		諮問第99号	審議
		諮問第103号・106号	事務局の事案説明・審議
第239回	H27.9.29	諮問第96号	答申案審議
		諮問第97号・102号	異議申立人の意見陳述・審議
		諮問第103号・106号	諮問実施機関の口頭説明・審議

第 240 回	H27. 10. 27	諮問第 97 号	審議
		諮問第 99 号	事務局の事案説明・審議
		諮問第 102 号	審議
		諮問第 103 号	異議申立人の意見陳述・審議
第 241 回	H27. 12. 1	諮問第 97 号	答申案審議
		諮問第 102 号	答申案審議
		諮問第 103 号・106 号	審議
		諮問第 104 号	事務局の事案説明・審議
第 242 回	H28. 1. 18	諮問第 103 号・106 号	答申案審議
		諮問第 104 号	諮問実施機関の口頭説明・審議
		諮問第 105 号	事務局の事案説明・審議
第 243 回	H28. 2. 15	諮問第 104 号	審議
		諮問第 105 号	諮問実施機関の口頭説明・異議申立人の意見陳述・審議
第 244 回	H28. 3. 24	諮問第 104 号	答申案審議
		諮問第 105 号	審議

・案件の内容については、表 9 を参照してください。

○滋賀県情報公開審査会委員名簿

(平成 28 年 3 月末現在)

区 分	氏 名	現 職	備 考
会 長	毛 利 透	京都大学大学院法学研究科教授	
会長職務代理者	平 井 建 志	弁護士	
委 員	遠 藤 糸 子	大津商工会議所女性会顧問	
委 員	高 木 啓 子	(公募委員)	
委 員	中 山 茂 樹	京都産業大学大学院法務研究科教授	
委 員	松 浦 さと子	龍谷大学政策学部教授	
委 員	横 田 光 平	同志社大学大学院司法研究科教授	

表 9 滋賀県情報公開審査会諮問案件の平成 27 年度処理状況

諮問 番号	諮問案件の内容 (実施機関・主務課所名)	公開請求に対する決定(原処分)・不服申立て
		情報公開審査会の審議
		不服申立てに対する裁決・決定
92	「木くず不法投棄事案に係る原状回復計画書」の公文書非公開決定に対する異議申立て(知事・循環社会推進課)	H25. 12. 20 公文書非公開決定
		H26. 2. 10 異議申立て
		H26. 3. 11 諮問
		H27. 4. 10 答申・第 83 号 【審査会の判断】原処分取消 【処理日数・審査回数】395 日・5 回
		H27. 4. 30 異議申立て認容

93	「木くず不法投棄事案に係る復旧計画書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・循環社会推進課）	H26. 1. 14 公文書一部公開決定
		H26. 3. 14 異議申立て
		H26. 4. 11 諮問 H27. 4. 10 答申・第84号 【審査会の判断】原処分一部取消 【処理日数・審査回数】364日・5回
94	「木くず不法投棄事案に係る木くずの搬出先と処理方法が分かる文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・循環社会推進課）	H27. 4. 30 異議申立て一部認容
		H26. 3. 10 公文書一部公開決定 H26. 3. 24 異議申立て
		H26. 4. 23 諮問 H27. 8. 17 答申・第85号 【審査会の判断】原処分一部取消 【処理日数・審査回数】481日・6回
95	「県が関係業者等に伝達した内容（県から業者への要望、要請、指示、命令など）を示す公文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・循環社会推進課）	H27. 9. 16 異議申立て一部認容
		H26. 2. 7 公文書一部公開決定 H26. 4. 8 異議申立て
		H26. 5. 8 諮問 H27. 8. 17 答申・第86号 【審査会の判断】原処分一部取消 【処理日数・審査回数】466日・5回
96	「県が関係業者等と行った面談の内容が示されている公文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・流域政策局）	H27. 9. 16 異議申立て一部認容
		H26. 2. 7 公文書一部公開決定 H26. 4. 8 異議申立て
		H26. 5. 8 諮問 H27. 10. 19 答申・第87号 【審査会の判断】原処分一部取消 【処理日数・審査回数】529日・5回
97	「滋賀県営住宅管理センターに提出された異議申出書について、同センターが住宅課に対して意見等を求めた記録および住宅課が同センターに対して指導等を行った記録」の公文書非公開決定に対する異議申立て（知事・住宅課）	H27. 11. 16 異議申立て一部認容
		H26. 5. 28 公文書非公開決定 H26. 6. 16 異議申立て
		H26. 6. 25 諮問 H27. 12. 18 答申・第89号 【審査会の判断】原処分妥当 【処理日数・審査回数】541日・5回
99	「木くずが県外で適正に処理されたことが分かる文書」等の公文書非公開決定に対する異議申立て（知事・循環社会推進課）	H28. 1. 8 異議申立て棄却
		H26. 4. 30 公文書非公開決定 H26. 6. 27 異議申立て
		H26. 7. 25 諮問 H27. 11. 27 答申・第88号 【審査会の判断】原処分一部取消 【処理日数・審査回数】490日・4回
102	「『原状回復催告書の送付について（通知）』に関する起案等および当該通知文書」等の公文書一部公開決定対	H27. 12. 16 異議申立て一部認容
		H26. 10. 15 公文書一部公開決定 H26. 11. 4 異議申立て
		H26. 11. 21 諮問 H27. 12. 18 答申・第90号

	する異議申立て（知事・住宅課）	【審査会の判断】原処分妥当 【処理日数・審査回数】392日・5回 H28. 1. 8 異議申立て棄却
103	「平成26年度第KJ32-605号吉川浄水場耐震対策基本設計業務委託に係る指名業者選定の根拠資料」の公文書非公開決定に対する異議申立て（公営企業管理者・企業庁総務課）	H27. 2. 9 公文書非公開決定 H27. 2. 20 異議申立て H27. 3. 18 諮問 H28. 2. 5 答申・第91号 【審査会の判断】原処分取消 【処理日数・審査回数】324日・5回 H28. 2. 24 異議申立て認容
104	「滋賀県下の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書」等の公文書一部公開決定に対する審査請求（教育委員会・教職員課）	H26. 12. 17 公文書一部公開決定 H27. 1. 23 審査請求 H27. 3. 23 諮問 H28. 3. 31 答申・第93号 【審査会の判断】原処分一部取消 【処理日数・審査回数】374日・4回 (H28. 5. 20 審査請求一部認容)
105	「県営住宅の駐車料金に関する文書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・住宅課）	H27. 2. 16 公文書一部公開決定 H27. 4. 17 異議申立て H27. 4. 24 諮問 (H28. 6. 10 答申・第94号) (【審査会の判断】原処分一部取消) (【処理日数・審査回数】413日・4回) (H28. 7. 13 異議申立て一部認容)
106	「吉川浄水場耐震対策基本設計業務に係る『指名業者の選考基準』、『指名業者の商号または名称およびその者を指名した理由』、『審議録』の公文書一部公開決定に対する異議申立て（公営企業管理者・企業庁総務課）	H27. 4. 2 公文書一部公開決定 H27. 5. 22 異議申立て H27. 6. 29 諮問 H28. 2. 5 答申・第92号 【審査会の判断】原処分取消 【処理日数・審査回数】221日・4回 H28. 2. 24 異議申立て認容

注 ( )内は平成28年度の処理です。

表10 平成27年度の情報公開審査会答申の概要

各答申の全文は滋賀県のホームページに掲載しています。

[http://www.pref.shiga.lg.jp/b/kemmin-j/johokokukai\\_toshin/](http://www.pref.shiga.lg.jp/b/kemmin-j/johokokukai_toshin/)

答申第83号 (諮問第92号)	件名 「木くず不法投棄事案に係る原状回復計画書」の公文書非公開決定に対する異議申立て（知事・循環社会推進課）
1	対象公文書 木くず不法投棄事案に係る原状回復計画書
2	争点 対象公文書の不存在
3	答申の要旨 (1) 結論 実施機関は、対象公文書が不存在であるとした公文書非公開決定を取り消し、電子メールにより提出された原状回復計画書を特定の上、改めて公開、非公開の決定を行うべきである。 (2) 判断理由

実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書は、「計画実施企業名等が記され、押印され文書として完成した正式な原状回復計画書」であり、メール計画書はこれにあたらないものと判断したと主張している。

しかしながら、異議申立人が、実施機関において「原状回復計画書が提出されました」と公表した当該計画書の公開を求めていることは自明であり、実施機関が主張するような特段の指定があったものと解すべき事情はない。そして、実施機関自らが、メール計画書の提出と提出者とのその他の合意をもって、実質的に原状回復計画書が提出されたものと判断したとしていることからすれば、メール計画書は、当然に本件公開請求の対象公文書とすべき性質のものであると判断される。

情報公開制度が円滑に機能するためには、公開請求のあった公文書が的確に特定される必要があり、実施機関は公開請求の趣旨の正確な把握に努めなければならないものであるが、本件処分においては、一方的に請求内容を限定した解釈が行われており、誠実かつ慎重に対象公文書の特定が行われたものとは言い難い。

これらのことから、本件処分における対象公文書の特定は不適切なものであると言わざるを得ず、本件公開請求に対しては、メール計画書を対象公文書として特定すべきであったと認められる。

答申第84号 (諮問第93号)	件名 □「木くず不法投棄事案に係る復旧計画書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・循環社会推進課）
1 対象公文書 木くず不法投棄事案に係る復旧計画書	
2 争点 木くず不法投棄事案に係る復旧計画書の条例第6条第2号イ該当性	
3 答申の要旨 (1) 結論 実施機関は、非公開とした部分のうち、事業者の名称、所在地、代表者名および印影以外の部分を公開すべきである。 (2) 判断理由 実施機関は、本件対象公文書は、計画実行者から公にしないとの条件で任意に提出されたものであり、その内容が公になれば、円滑な作業の実施に支障が生じるおそれがあったこと、計画実行者が復旧作業を中止することが想定されたこと、また、復旧作業が頓挫すれば、地域住民等の不安や不満を招くとともに周辺地域のイメージ悪化に繋がるなど、県民等に不測の損害を与えるおそれがあったことから、非公開の条件を付すことは合理的であると主張している。 本件不法投棄事案については、実施機関は、本件処分後の平成26年12月19日に、事案の経過、県の判断や対応についてまとめた「一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案の総括」（以下「事案総括」という。）という文書を公表しているところである。 当審査会において事案総括を見分したところ、本件対象公文書の内容、情報の公表範囲や公表の際の表現方法など、木くずの撤去をめぐる一切の折衝については、不法投棄を行った個人（以下「不法投棄者」という。）との間で行われていたことが明らかにされている。このことからすると、実施機関は、結果として実質的に、違法行為を行った不法投棄者の要求に従って、本件対象公文書に係る情報を非公開としたものと判断せざるを得ず、このような状況の下においては、非公開の条件を付すことが合理的であるとする実施機関の主張は是認できるものではない。 放射性物質に汚染された木くずが、具体的にどのような計画に基づいて撤去等がなされたかについては、県民等が高い関心を寄せる情報であるとともに、実施機関が本件不法投棄事案の顛末を説明する上で、欠かすことのできない基礎的な情報のひとつである。そして、木くずの撤去作業の不透明性が県民等の不信を招いたことに鑑みれば、その内容については、実施機関として積極的に説明責任を果たすべきものであると言える。 また、事案総括においては、実施機関自ら、主な作業工程など復旧計画の概要を既に公にしているものと認められるところであり、公にしないとの条件があるため公開できないとする実施機関の主張は、この点においても不合理であると言わざるを得ない。	

したがって、仮に任意で提供された情報であったとしても、本件非公開情報は、実施機関として説明責任を果たすべき情報であって、非公開とする条件を付すことが合理的なものとは言えず、同号イに該当するものとは認められない。

<p>答申第 8 5 号 (諮問第 9 4 号)</p>	<p>件 名 「木くず不法投棄事案に係る木くずの搬出先と処理方法が分かる文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・循環社会推進課）</p>
<p>1 対象公文書 産業廃棄物処分業許可証など</p>	
<p>2 争点 法人名等の条例第 6 条第 2 号該当性など</p>	
<p>3 答申の要旨</p> <p>(1) 結論 実施機関は、非公開とした部分のうち、別表 1 に掲げる部分を公開するとともに、電子メールにより提出された原状回復計画書を対象公文書として特定の上、改めて公開、非公開の決定を行うべきである。</p> <p>(2) 判断理由 実施機関は、処分業許可証等における法人等の名称、所在地、代表者名、印影その他法人等の特定につながる情報を公にすることによって、搬出先の処分業者が特定されれば、風評被害によって当該事業者の事業運営に支障を来すおそれがあると主張している。</p> <p>当審査会において対象公文書を見分したところ、処分業者は、復旧計画書における作業等従事者に含まれる者であると認められ、作業等従事者が特定される情報が公になれば、当該事業者の信用や社会的評価を損なうおそれがあることは、(ア)で述べたとおりである。(ア)計画実行者は、事案総括において不法投棄を行った当事者(以下「不法投棄者」という。)の影響下にある企業であったと推測されているものの、不法投棄自体に関与していたと判断すべき事情は見当たらないところであり、こうした状況において、計画実行者が特定される情報を公にすれば、いかにも当該事業者が不法投棄に関与していたとの印象を与えるおそれがあるものと考えられる。また、作業等従事者についても、不法投棄者が復旧計画に密接に関与していたことが公にされていることを考慮すれば、当該事業者が特定される情報を公にすれば、いかにも当該事業者が不法投棄者と特別の関係があるとの印象や不法投棄に関与していたとの印象を与えるおそれがあるものと言える。)一方、処分業許可証等は、その全部が非公開とされているものであるが、記載された情報のうち許可者名、許可者の印影および文書の様式などは、処分業者が特定されるとまでは言えないものであり、実施機関の主張には理由がなく、部分公開を行うべきである。</p> <p>したがって、処分業許可証等のうち事業者の名称、所在地、代表者名および許可の内容など事業者が特定される情報(他の情報と照合することにより、特定される蓋然性が高いものを含む。)は、条例第 6 条第 2 号アに該当するものと認められるが、その余の情報については、同号アに該当するものとは認められない。</p>	

<p>答申第 8 6 号 (諮問第 9 5 号)</p>	<p>件 名 「県が関係業者等に伝達した内容(県から業者への要望、要請、指示、命令など)を示す公文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・循環社会推進課)</p>
<p>1 対象公文書 調査に係る復命書など</p>	
<p>2 争点 非公開部分の条例第 6 条第 6 号該当性、対象公文書の特定の妥当性など</p>	
<p>3 答申の要旨</p> <p>(1) 結論 滋賀県知事(以下「実施機関」という。)は、非公開とした部分のうち、別表 1 に掲げる部分を</p>	

公開するとともに、「放射能に汚染された木材チップに関する県の指示書に対する関係業者からの回答が示された」とされる2013年10月22日以降に、県が関係業者ならびに新規の業者に伝達した内容（県から業者への要望、要請、指示、命令など）を示す全ての公文書の公開請求に対する決定については、再度、対象公文書の特定を行った上で、改めて決定を行うべきである

### (3) 判断理由

#### ア 条例第6条第6号該当性

実施機関は、調査対象者の特定につながる情報や調査内容等の情報を公にすれば、継続中の調査および今後の同種の調査において、正確な事実の把握が困難となり、廃棄物処理法に基づく指導や行政処分等を行うための調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

しかしながら、実施機関における調査は既に完了しているものと認められ、現時点においては、本件不法投棄事案に対する調査への支障は認められない。また、本件不法投棄事案は、一般的に頻発するような事案とは考え難いところ、非公開とされている調査の内容等は、関係者に対する聞き取りなど本件事案に即して行われたものであると言え、こうした情報を公にしたとしても、今後、実施機関が他の事案に対して行う調査において具体的な支障が生じるものとは認められない。

なお、実施機関は、現時点においても、他の複数の地方公共団体において廃棄物処理法に基づく調査が進められおり、非公開情報を公にすると、当該地方公共団体が行う調査に支障が生じるおそれがあると主張しているところであるが、対象となっている事案の内容や調査の進捗状況、公開によって生じる支障の内容等について具体的な説明は認められず、実施機関の主張するおそれは抽象的なものに過ぎないと判断される。

したがって、本件非公開情報は、条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

#### イ 対象公文書の特定

実施機関は、相手方と撤去の諸条件について折衝を重ね、口頭により双方の合意事項を積み重ねるという状況であったため、相手方に対する伝達内容を記した文書は、公開した文書の他には保有していないと主張している。

しかしながら、事案総括においては、事案の発生からその後に至る経過が時系列で整理されており、各時点における不法投棄者との折衝の状況や合意事項の概要等が公にされているものと認められる。

こうした事案総括における記述のあり様からすれば、事案総括は何らかの記録を基に作成されており、伝達事項や合意事項について記録した文書が存在するはずであるとする異議申立人の主張には、理由がないとは言えない。また、本件不法投棄事案が県民等の関心を集める重要な事案であること、事案総括が県民等への説明を目的として、公表用に改めて作成されたものであることを勘案すれば、当該文書が、直接、担当職員の記憶や個人的なメモ等に基づいて作成されたものとは考え難いものである。

こうしたことからすると、公開したものの他に対象公文書は存在しないとする実施機関の主張には不自然な点がないとは言えず、公開請求に対する対象公文書の特定が不十分であったおそれがあるものと考えられる。

したがって、実施機関は、再度、本件公開請求時点における不法投棄者との折衝に係る記録等の有無について調査を行った上で、改めて公開、非公開の決定を行うべきである。

なお、異議申立人は、文書1は、公開請求した文書に合致しないと主張しているところであるが、実施機関における当該公文書の特定が直ちに誤りであるとまで判断すべき事情は認められない。

答申第87号 (諮問第96号)	件名 「県が関係業者等を行った面談の内容が示されている公文書」等の公文書一部 公開決定に対する異議申立て（知事・流域政策局）
1	対象公文書 調査に係る復命書など
2	争点 非公開部分の条例第6条第3号該当性など



<p>3 答申の要旨</p> <p>(1) 結論 実施機関は、非公開とした部分のうち、別表1に掲げる部分を公開すべきである。</p> <p>(2) 判断理由 実施機関は、本件不法投棄事案については、警察において事件捜査が行われており、非公開部分を公にすれば、今後の警察における事件捜査等に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。 しかしながら、本件処分後の事件捜査、起訴を経て、現時点においては、不法投棄者に対する刑事裁判の判決は確定していることが認められるところである。 したがって、現時点においては、非公開部分を公にしても、警察の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるものとは言えず、非公開部分は、条例第6条第3号に該当するものとは認められない。</p>
---

<p>答申第88号 (諮問第99号)</p>	<p>件名 「木くずが県外で適正に処理されたことが分かる文書」の公文書非公開決定に対する異議申立て（知事・循環社会推進課）</p>
<p>1 対象公文書 木くずが県外で適正に処理されたことが分かる文書</p>	
<p>2 争点 対象公文書の特定の妥当性など</p>	
<p>3 答申の要旨</p> <p>(1) 結論 実施機関は、非公開とした部分のうち、別表1に掲げる部分を公開すべきである。</p> <p>(2) 判断理由 異議申立人は、本件処分において、マニフェストが特定されていないことを不服としているものと思料される場所である。 これについて、実施機関は、マニフェストは本件処分後に入手したものであって、本件処分時には、公開した文書の他には、本件公開請求の対象となる文書は保有していなかったと説明している。 確かに、マニフェストについては、事案総括において「平成26年8月27日」に「琵琶湖環境部の職員が…マニフェスト（C票）について任意で写しの提出を求め、これを入手した」と明記されており、本件処分時にマニフェストを保有していなかったとする実施機関の主張に、不自然、不合理な点は認められない。また、実施機関が、公開した文書の他に、本件公開請求の対象とすべき文書を保有していたと判断すべき具体的な事実も認められないものである。 したがって、本件処分における実施機関による対象公文書の特定は、妥当であったものと判断される。</p>	

<p>答申第89号 (諮問第97号)</p>	<p>件名 「滋賀県営住宅管理センターに提出された異議申出書について、同センターが住宅課に対して意見等を求めた記録および住宅課が同センターに対して指導等を行った記録」の公文書非公開決定に対する異議申立て（知事・住宅課）</p>
<p>1 対象公文書 滋賀県営住宅管理センターが住宅課に意見を求めた記録等</p>	
<p>2 争点 対象公文書の不存在</p>	
<p>3 答申の要旨</p> <p>(1) 結論 実施機関が行った決定は妥当である。</p> <p>(2) 判断理由 実施機関は、本件異議申出について、県営住宅管理センターから意見等を求められたことはなく、また、同センターに対して意見等を述べたこともないため、請求のあった文書は不存在であると主</p>	

張している。

基本協定第23条においては、「指定管理者は、指定管理者が管理している管理文書の公開については、情報公開に関する規程等を別に定め、これにより行うものとする」と規定しており、同条に基づき定められた情報公開規程第16条第1項においては、「住宅管理センターは、異議の申出に対する回答をするときは、あらかじめ滋賀県知事に意見を求めるものとする」と規定していることが認められる。

このことからすると、実施機関において、情報公開規程第16条第1項の規定に基づく文書が存在すべきであるとする異議申立人の主張は、理解できるものである。

しかしながら、現に、実施機関は、県営住宅管理センターから本件異議申出についての意見を求められていないものと認められ、その是非はともかく、請求のあった文書を保有していないとする実施機関の主張を覆すに足る事実は見当たらない。

したがって、対象公文書の不存在を理由として行われた本件処分は、妥当であると判断せざるを得ないものである。

答申第90号 (諮問第102号)	件名 『原状回復催告書の送付について(通知)』に関する起案等および当該通知文書等の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・住宅課)
1	対象公文書 通知文書の写し
2	争点 対象公文書の不存在
3	答申の要旨 (1) 結論 実施機関が行った決定は妥当である。 (2) 判断理由 異議申立人は、本件通知文書またはその写しは、文書管理規程上、保管または保存(以下「保管等」という。)を要するものであって、公開されるべきものであると主張している。 しかしながら、文書管理規程においては、実施機関が、発出する通知文書と同一の文書を保管等しなければならないとする規定は存在しないものと認められる。また、通知文書の写しの保管等についても、文書管理規程第35条第1項においては、「施行する文書等には、公印および契印を押印するものとする」とし、同条第3項においては、「総合事務支援システムにより起案した場合、契印を押印することができないときは、契印に代えて公印が押印された公文書の写しを保管し、または保存するものとする」と規定しているところである。 このことからすると、本件通知文書は、公印および契印が押印されたものであると認められ、文書管理規程第35条第3項に該当するものではなく、写しの保管等を要しないものであると判断される。 したがって、本件公開請求の対象公文書を保有していないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

答申第91号 (諮問第103号)	件名 「平成26年度第KJ32-605号吉川浄水場耐震対策基本設計業務委託に係る指名業者選定の根拠資料」の公文書非公開決定に対する異議申立て(公営企業管理者・企業庁総務課)
1	対象公文書 企業庁建設工事等契約審査会等における審査の過程で用いられた資料
2	争点 非公開部分の条例第6条第6号該当性

### 3 答申の要旨

#### (1) 結論

実施機関は、非公開とした部分を全て公開すべきである。

#### (2) 判断理由

実施機関は、委託業者の決定後においても、本件業務委託における選定方法および選定業者名等を公にした場合には、今後、指名プロポーザル方式による手続を実施する際に、公開した情報を利用して選定方法を推測することが可能となり、名簿等から技術提案書の提出要請をする業者（以下「要請業者」という。）が推測され、適正な委託業者の決定に係る手続に支障が生じるおそれがあると主張している。

しかしながら、当審査会において選定方法を見分したところ、これを公にしても直ちに要請業者の特定に繋がるものとは認められず、選定方法が業務の内容に応じて決定されるものであること、実施機関が、技術提案書の提出を行った業者名を全て公表することとしていることを考慮すれば、選定方法および選定業者名等を公にすると、今後の手続において要請業者が推測されるとする実施機関の主張は是認し難いものである。

また、仮に、選定方法および選定業者名等を公にすることによって、要請業者の推測につながることもあり得るとしても、そのことが直ちに業者間の談合等につながると判断すべき具体的な根拠は乏しいものと言わざるを得ず、実施機関が主張するおそれの程度は、抽象的な可能性に過ぎないものと判断される。

本件業務委託は、実施機関が選定した業者に技術提案書の提出を求め、当該提案書が最も優れていると判断された者と随意契約を締結する指名プロポーザル方式によって、委託業者が決定されたものである。

一方、地方自治体が行う調達については、地方自治法の規定により、透明性や競争性等を確保する観点から一般競争入札が原則とされ、同法施行令に定められた特定の場合に限って、例外的に随意契約とすることが認められているところである。

このことからすると、本件業務委託については、県民等から不適切な調達を行っているとの疑念を抱かれるようなことがないように十分な説明責任を果たす必要があるものと認められる。そして、本件業務委託は、水道の重要施設に係る基本設計という公益性の高いもので、多額の委託料の支出を伴うものであり、業者選定について審査を行った会議の議事録が存在しないとすれば、実施機関は、本件対象公文書に記載された情報によって、業者選定の経緯を県民等に説明する責務があるものと言うべきである。

したがって、選定方法および選定業者名等の情報は、公にしても、実施機関における今後の事務または事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものと言うことはできず、条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

答申第92号 (諮問第106号)	件名 「吉川浄水場耐震対策基本設計業務に係る『指名業者の選考基準』、『指名業者の商号または名称およびその者を指名した理由』、『審議録』の公文書一部公開決定に対する異議申立て（公営企業管理者・企業庁総務課）」
1 対象公文書	企業庁建設工事等契約審査会等における審査の過程で用いられた資料
2 争点	非公開部分の条例第6条第6号該当性
3 答申の要旨	
(1) 結論	実施機関は、「業者選定に係る文書」について、非公開とした部分を全て公開すべきである。
(2) 判断理由	実施機関は、委託業者の決定後においても、本件業務委託における選定方法および選定業者名等を公にした場合には、今後、指名プロポーザル方式による手続を実施する際に、公開した情報を利用して選定方法を推測することが可能となり、名簿等から技術提案書の提出要請をする業者（以下

「要請業者」という。)が推測され、適正な委託業者の決定に係る手続に支障が生じるおそれがあると主張している。

しかしながら、当審査会において選定方法を見分したところ、これを公にしても直ちに要請業者の特定に繋がるものとは認められず、選定方法が業務の内容に応じて決定されるものであること、実施機関が、技術提案書の提出を行った業者名を全て公表することとしていることを考慮すれば、選定方法および選定業者名等を公にすると、今後の手続において要請業者が推測されるとする実施機関の主張は是認し難いものである。

また、仮に、選定方法および選定業者名等を公にすることによって、要請業者の推測につながることもあり得るとしても、そのことが直ちに業者間の談合等につながると判断すべき具体的な根拠は乏しいものと言わざるを得ず、実施機関が主張するおそれの程度は、抽象的な可能性に過ぎないものと判断される。

本件業務委託は、実施機関が選定した業者に技術提案書の提出を求め、当該提案書が最も優れていると判断された者と随意契約を締結する指名プロポーザル方式によって、委託業者が決定されたものである。

一方、地方自治体が行う調達については、地方自治法の規定により、透明性や競争性等を確保する観点から一般競争入札が原則とされ、同法施行令に定められた特定の場合に限って、例外的に随意契約とすることが認められているところである。

このことからすると、本件業務委託については、県民等から不適切な調達を行っているとの疑念を抱かれるようなことがないように十分な説明責任を果たす必要があるものと認められる。そして、本件業務委託は、水道の重要施設に係る基本設計という公益性の高いもので、多額の委託料の支出を伴うものであり、業者選定について審査を行った会議の議事録が存在しないとすれば、実施機関は、本件対象公文書に記載された情報によって、業者選定の経緯を県民等に説明する責務があるものと言うべきである。

したがって、選定方法および選定業者名等の情報は、公にしても、実施機関における今後の事務または事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものと言うことはできず、条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

答申第93号 (諮問第104号)	件名 「滋賀県下の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書」等の公文書一部公開決定に対する審査請求(教育委員会・教職員課)
1 対象公文書 体罰に係る報告書、加害教員が作成したてん末書等	
2 争点 非公開部分の条例第6条第1号該当性	
3 答申の要旨 (1) 結論 実施機関は、非公開とした部分のうち別表に掲げる部分を公開すべきである。 (2) 判断理由 ア 報告書 (ア)被害児童生徒の氏名、住所、生年月日、写真および保護者の氏名ならびに加害教職員の住所および生年月日等の情報 被害児童生徒の氏名、住所、生年月日、写真および保護者の氏名ならびに加害教職員の住所および生年月日等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第6条第1号前段に該当するものであると認められる。 (イ)被害児童生徒の部活動における役職およびポジション等に関する情報、クラス名に関する情報ならびに血縁関係に関する情報 諮問実施機関は、被害児童生徒の部活動における役職およびポジション等に関する情報、クラス名に関する情報ならびに血縁関係に関する情報は、これを公にすると、被害児童生徒の関係者であれば、他の情報と照合することで、特定の個人を識別できると主張しているが、審査請	

求人とは、条例第6条第1号に規定された「他の情報」とは、「一般人が通常入手し得る関連情報」であって、学校関係者などといった特別な立場にある者を基準とすべきでないとする主張しているところである。

確かに、条例第6条第1号に規定する「他の情報」とは、原則として、公知の情報、図書館等公共施設で一般に入手可能な情報など一般人が通常入手し得る情報等であると解される。

しかしながら、個人のプライバシーに密接に関わる事案の場合など、一般人を基準に判断している場合は、個人の権利利益が十分保護されないことがあり、こうした場合については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、当該個人の関係者であれば入手可能であると考えられる情報についても「他の情報」に含めるものと解するのが相当である。

本件対象公文書は、特定の児童生徒が体罰を受けたという事実にとまらず、被害児童生徒の生活状況や事件当時の言動など様々な情報が記載されているものであり、こうした情報の内容を考慮すれば、学校関係者といった特定の者であれば被害児童生徒を識別できるという場合においても、被害児童生徒の権利利益を害することがないよう特段の配慮を要すべきものであると言える。そして、本件処分においては、加害教職員の氏名や学校名、部活動名等がすでに公にされているところであり、こうした状況の下で、被害児童生徒の部活動における役職およびポジション等に関する情報、クラス名に関する情報ならびに血縁関係に関する情報を公にすれば、すでに公にされている他の情報と照合することにより、当該被害児童生徒に関わる学校関係者等において、容易に特定の児童生徒を識別することができるものと判断される。

したがって、被害児童生徒の部活動における役職およびポジション等に関する情報、クラス名に関する情報ならびに血縁関係に関する情報は、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるものであり、条例第6条第1号前段に該当するものであると認められる。

(ウ)加害教職員および校長に対する懲戒処分、監督上の措置ならびに校長による加害教職員への指導に関する情報

当審査会が対象公文書を見分したところ、諮問実施機関または市町教育委員会による加害教職員および校長に対する懲戒処分や監督上の措置（以下「懲戒処分等」という。）ならびに校長による加害教職員への指導の内容が記載された部分が非公開とされていることが認められる。

本件処分においては、加害教職員および校長の氏名がすでに公にされており、当該加害教職員および校長に対して行われた懲戒処分等の情報は、教職員の職務に関連する情報ではあるものの、公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させるものであり、私事に関する情報であると言える。

一方、校長による加害教職員への指導については、報告書によっては同種の情報が公開されているほか、その内容は、体罰を行った加害教職員に対して当然に行われ得るもので、個人の評価を低下させるものとは言えないことから、職務遂行の内容に係るものであると判断される。

したがって、加害教職員および校長に対する懲戒処分等の情報は、条例第6条第1号前段に該当するものであるが、別表に掲げるその余の情報については同号前段に該当するものとは認められない。

なお、諮問実施機関は、これらの情報は条例第6条第1号後段に該当すると主張しているが、本件処分においては、すでに加害教職員および校長の氏名が公にされているものであり、同号後段該当との主張は失当である。

(エ)被害児童生徒に関する情報

諮問実施機関は、被害児童生徒の体罰によるけがの内容、指導歴、障害の程度、家庭等での様子、保護者の見解や意向など、被害児童生徒に関する情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると主張している。

当審査会が対象公文書を見分したところ、非公開部分には、被害児童生徒の親子関係や家庭環境等に関する情報、病気や障害の内容に関する情報、過去の非行等に関する情報および成績等の詳細に関する情報が記載された部分が認められるところである。こうした情報については、いわゆる個人のプライバシーに関する情報であり、社会通念上、一般的に他人に知られたくないものであって、保護の必要性が高い情報であると言わざるを得ず、特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと判断される。

一方、体罰が発生した際の状況や背景、体罰によるけがの内容および保護者の発言に関する情報

など様々な情報についても非公開とされていることが認められるが、当審査会が見分したところ、これらの情報は、体罰事件に係る事実の一部を示したに過ぎないものや、報告書によっては同種の情報が公開されているものなどであって、特定の個人を識別することができない場合において、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められないものである。

審査請求人も主張しているところであるが、こうした情報を広範にわたり非公開情報とすることにより、体罰事件の原因や結果といった、本来明らかにされるべき重要な情報が公にされないおそれがあり、条例第6条第1号後段の適用にあたっては、情報公開制度の趣旨を損なうことがないよう慎重を要するものと言える。

したがって、被害児童生徒の親子関係や家庭環境等に関する情報、病気や障害の内容に関する情報、過去の非行等に関する情報および成績等の詳細に関する情報は、条例第6条第1号後段に該当するものであるが、別表に掲げるその余の情報については、同号後段に該当するものとは認められない。

#### (オ)加害教職員等に関する情報

当審査会が対象公文書を見分したところ、加害教職員の病気、障害の内容および性状に関する情報、反省等の心情ならびに加害教職員に係る刑事手続等に関する情報が非公開とされていることが認められたところである。

こうした情報については、個人の内心を表現したものや個人としての評価に関わるものなどであって、加害教職員の私事に関する情報であると言え、職務遂行の内容に係るものとは認められない。

一方、加害教職員および校長の勤務状況に関する情報や発言の内容等についても非公開とされていることが認められるが、こうした情報は、体罰事件に係る事実の一部と言うべきものや報告書によっては同種の情報が公開されているものである。

したがって、加害教職員の病気、障害の内容および性状に関する情報、反省等の心情ならびに加害教職員に係る刑事手続等に関する情報は、条例第6条第1号前段に該当するものであると認められるが、別表に掲げるその余の情報は、同号前段に該当するものとは認められない。

なお、諮問実施機関は、これらの情報は条例第6条第1号後段に該当すると主張しているものであるが、本件処分においては、すでに加害教職員および校長の氏名が公にされているものであり、同号後段該当との主張は失当である。

#### イ てん末書

一般に、てん末書は、事件等が発生した際に、担当者が、事件等の発生から終結までの経過などについて報告を行うために作成する文書であると解され、その公開、非公開にあたっては、記載されている情報の内容によって、個別に検討を要すべきものであると言える。そして、本件においても、てん末書は、加害教職員、校長および教頭等が、職務遂行の内容たる体罰について実施機関等に報告することを目的として、職務上作成したものであると認められる。

このことからすると、本件処分において、てん末書の一部に、加害教職員、校長および教頭等の反省等を表した記述が存在することをもって、直ちにてん末書の内容の全部を非公開としていることは妥当ではない。

当審査会が対象公文書を見分したところ、てん末書には、体罰が発生した日時や場所、発生状況やその後の経過といった事実関係を記載した部分と、加害教職員および校長等の反省等の心情を表した部分とが認められるところである。このうち、事実関係を記載した部分については、体罰事件に関して実施機関等に報告された事実の一部を表したに過ぎないものであり、加害教職員、校長および教頭等の職務遂行の内容にあたるものであると言える。ただし、事実関係を記載した部分においても、「ア 報告書」において非公開情報に該当すると判断したものについては、同様に非公開とすることが妥当である。

また、加害教職員、校長および教頭等における反省等の心情を表した部分については、体罰事件を発生させたことに対する反省や後悔といった個人の内心を表現したものであって、教職員の職務に関連する情報ではあるものの、職務遂行の内容に係るものであるとは認められない。同様に、てん末書全体が反省文であると認められるものについても、職務遂行の内容に係る情報にはあたらないものと判断される。

したがって、加害教職員、校長および教頭等の反省等の心情を表した部分については、条例第6

条第1号前段に該当するものと認められるが、別表に掲げるその余の部分は、同号前段に該当するものとは認められない。

なお、諮問実施機関は、てん末書の非公開部分は条例第6条第1号後段に該当すると主張しているが、本件処分においては、すでに加害教職員、校長および教頭等の氏名が公にされているものであり、同号後段該当との主張は失当である。

## 2 情報提供制度

### (1) 情報提供の状況

情報提供の総合窓口である本庁の県民情報室と各合同庁舎の行政情報コーナーでは、刊行物、行政関係資料、統計資料等を開架し、閲覧、複写、貸出等を行うとともに、県民政策コメント制度（パブリックコメント）に係る資料などを公表しています。警察本部でも警察県民センターを設け、警察関係の資料等を開架し、閲覧、複写等を行っています。

平成 27 年度における県民情報室と警察県民センターの利用状況や情報提供の状況は、表 11 のとおりです。ただし、平成 27 年度からは、行政情報コーナーの利用者数等については、集計していません。

また、県民情報室における平成 27 年度の資料の分類別閲覧状況は表 12 のとおりです。

表 11 平成 27 年度の情報提供の状況

窓口	県民情報室	警察県民センター	合計
利用者数（人）	3,934	36	3,970
内訳	来室	13	3,863
	文書	16	16
	電話	7	91
情報提供件数（件）	3,934	36	3,970
内訳	案内相談	5	778
	閲覧	0	1,653
	資料提供	31	1,503
	貸出	0	36
写しの交付（件）	275	31	306

表 12 平成 27 年度 県民情報室における閲覧状況（上段：件数 下段：構成比）

分類別	閲覧	主な資料名
行政一般	501 (30.3%)	県議会議案書、県議会会議録、予算に関する説明書、部局別予算の概要、滋賀県基本構想、パブリックコメント資料、附属機関等会議録、出資法人の情報公開の推進に関する閲覧資料、県公報、滋賀プラスワン、職員名簿、製本刊行物、人事異動、許認可処理日数整理票、滋賀県統計書、統計だより、国勢調査報告書
生活・環境	79 (4.8%)	環境影響評価書、滋賀の環境（県環境白書）、滋賀県の廃棄物、琵琶湖ハンドブック、滋賀県の下水道事業、下水道用設計積算基準書（案）、下水道用積算指針（案）、産業廃棄物処理業者一覧
文化・レジャー	29 (1.8%)	滋賀県史、遺跡地図、文化財目録、観光マップ、観光入込客統計調査、記憶の湖、近江歴史探訪
福祉	6 (0.4%)	健康福祉統計年報、健康福祉白書、介護予防リーフレット
保健・医療	6 (0.4%)	滋賀県がん対策、登録販売者試験問題
商業・工業	124 (7.5%)	大規模小売店舗立地法に基づく縦覧資料、滋賀県の商工業、商業統計調査、滋賀県企業立地ガイド
労働・賃金	1 (0.1%)	滋賀県の労働条件



交通・運輸	6 (0.4%)	交通事故総合データベース作成歩掛、交通事故相談統計年報
農林・水産	56 (3.4%)	農業センサス、森林・林業統計要覧、農業農村整備事業用設計積算単価表、森林整備保全事業（林道・治山）設計積算単価表、治山林業設計積算基準書、水産試験場報告
土木	340 (20.6%)	実施積算単価表、土木工事標準積算基準書、設計業務等標準積算基準書、建設工事発注見通し、管内図、建設工事等入札参加資格者名簿、都市計画法に基づく開発許可制度の取扱基準、都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準、滋賀のみち、都市計画総括図、建設業新規許可リスト
住宅・建築	9 (0.5%)	地価マップ、地価調査書
防災・防犯	30 (1.8%)	地先の安全度マップ、滋賀県水防計画、滋賀の犯罪、滋賀県国民保護計画
教育	369 (22.3%)	滋賀県教育振興基本計画、教育行政重点施策、学校便覧、学校要覧、学校基本調査、教育しが、教員採用試験問題、教育の歩み
その他	97 (5.9%)	各市町広報、各省庁統計、他府県史
合計	1,653 (100.0%)	

## (2) 県刊行物の有償頒布制度

本県では、県の保有する情報を広く県民等の皆さんに利用していただくために、平成12年度から「県刊行物の有償頒布制度」を実施しています。

平成27年度は、18種類の刊行物等を新たに有償刊行物に指定し、合計1,208部を頒布しました。頒布実績額は199,990円となっています。

表13 平成27年度の有償刊行物頒布状況

刊行物名	作成課	価格	頒布部数	頒布金額
統計でわかる滋賀2016	統計課	¥90	948	¥85,320
統計でわかる滋賀2015	統計課	¥110	41	¥4,510
滋賀のみち	道路課	¥360	20	¥7,200
滋賀県基本構想 夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀	企画調整課	¥230	17	¥3,910
“滋賀県民戦争体験談集 語りつぐ記憶 一戦時を生きた人びとの体験”	平和祈念館	¥610	15	¥9,150
第2期滋賀県教育振興基本計画（冊子）	教育委員会事務局 教育総務課	¥230	12	¥2,760
平成27年度 学校便覧	教育委員会事務局 学校支援課	¥80	12	¥960
甲賀土木事務所管内図 道路編（5万分の1）	甲賀土木事務所	¥690	11	¥7,590
平成27年度 教育行政重点施策	教育委員会事務局 教育総務課	¥230	11	¥2,530
滋賀県都市計画総括図（10万分の1）	都市計画課	¥980	8	¥7,840

都市計画法に基づく開発許可制度の取扱基準 平成22年4月改正	住宅課	¥400	7	¥2,800
長浜土木事務所管内図 道路編（5万分の1）	長浜土木事務所	¥780	7	¥5,460
滋賀県管内図 河川編（10万分の1）	流域政策局 河川・港湾室	¥880	7	¥6,160
第2期滋賀県教育振興基本計画（概要版）	教育委員会事務局 教育総務課	¥20	7	¥140
南部土木事務所管内図 道路編（2万5千分の1）	南部土木事務所	¥1,240	7	¥8,680
滋賀県行政経営方針 ～対話と共感、協働で築く県民主役の県政の実現～	経営企画室	¥190	7	¥1,330
その他	—	—	71	¥43,650
合 計	—	—	1,208	¥199,990

表14 有償刊行物頒布実績

年 度	頒布部数	頒布金額
平成12年度	1,490	¥2,272,450
平成13年度	1,399	¥997,910
平成14年度	1,059	¥821,390
平成15年度	897	¥707,040
平成16年度	908	¥603,170
平成17年度	1,551	¥1,181,370
平成18年度	1,109	¥830,120
平成19年度	902	¥599,940
平成20年度	945	¥478,520
平成21年度	765	¥301,420
平成22年度	997	¥351,800
平成23年度	663	¥259,600
平成24年度	449	¥187,380
平成25年度	507	¥208,370
平成26年度	1,431	¥369,740
平成27年度	1,208	¥199,990
累計	16,280	¥10,370,210

※有償刊行物の購入等に関する案内は、滋賀県ホームページ内の「県刊行物等行政資料の利用・頒布」(<http://www.pref.shiga.lg.jp/b/kemmin-j/010322c/kankou.html>)に掲載していますので御覧ください。

### 3 出資法人の情報公開

#### (1) 出資法人の情報公開制度の対象となる出資法人の範囲

本県の出資法人の情報公開制度は、情報公開条例第34条の規定に基づいて、平成13年10月からスタートし、それぞれ対象となる出資法人において、経営状況等に関する資料の公表（以下「経営状況資料の公表」という。）および出資法人がその保有する文書について県の条例に準じた公開制度（以下「文書公開制度」という。）の実施がなされています。

対象となる出資法人の範囲は、表15のとおりです。経営状況資料の公表および文書公開制度の実施の対象となる法人が19法人（15-1参照）、経営状況資料の公表の実施の対象となる法人が7法人（15-2参照）あり、全体で26の出資法人が対象となります（平成27年4月1日現在）。

表15 出資法人の情報公開制度の対象法人（平成27年4月1日現在）

15-1 「経営状況資料の公表」および「文書公開制度の実施」の対象となる法人[19法人]

出資法人の名称	所管課
滋賀県土地開発公社	企画調整課
(公財)淡海文化振興財団	県民活動生活課
(公財)滋賀県文化振興事業団	文化振興課
(公財)びわ湖ホール	文化振興課
(公財)滋賀県環境事業公社	循環社会推進課
(一社)滋賀県造林公社	森林政策課
(公財)滋賀県緑化推進会	森林政策課
(一財)滋賀県動物保護管理協会	生活衛生課
(公財)滋賀県産業支援プラザ	商工政策課
(公財)滋賀県陶芸の森	モノづくり振興課
(公社)びわこビジターズビューロー	観光交流局
(公財)滋賀県国際協会	観光交流局
(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金	農業経営課
(公財)滋賀食肉公社	畜産課
(公財)滋賀県水産振興協会	水産課
(公財)滋賀県建設技術センター	監理課
滋賀県道路公社	道路課
(公財)滋賀県体育協会	(教育委員会事務局) スポーツ健康課
(公財)滋賀県暴力団追放推進センター	(警察本部) 組織犯罪対策課

## 15-2 「経営状況資料の公表」の対象となる法人[7法人]

出資法人の名称	所管課
(公財)国際湖沼環境委員会	環境政策課
(公財)糸賀一雄記念財団	障害福祉課
滋賀県信用保証協会	中小企業支援課
(株)滋賀食肉市場	畜産課
(一社)滋賀県畜産振興協会	畜産課
滋賀県漁業信用基金協会	水産課
(公財)滋賀県文化財保護協会	(教育委員会事務局) 文化財保護課

## (2) 出資法人の情報公開制度の実施状況

出資法人のうち、規程等を定めて文書公開制度を実施している出資法人は21法人あり、これらの法人の平成27年度における文書公開制度の実施状況は表16のとおりです。

表16 平成27年度出資法人情報公開実施状況

(単位：件)

出資法人の名称	情報公開規定制定	実施状況							異議申出
		公開申出	申出に対する処理状況					合計	
			公開	一部公開	非公開	不存在	取下げ		
滋賀県土地開発公社	H13. 10. 1	15	14	1				15	0
(公財)淡海文化振興財団	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県文化振興事業団	H13. 10. 1	1		1				1	0
(公財)びわ湖ホール	H13. 10. 1	2		1	1			2	0
(公財)滋賀県環境事業公社	H13. 10. 1	1		1				1	0
(一社)滋賀県造林公社	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県緑化推進会	H13. 10. 1	0							0
(一財)滋賀県動物保護管理協会	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県産業支援プラザ	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県陶芸の森	H13. 10. 1	1		1				1	0
(公社)びわこビジターズビューロー	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県国際協会	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金	H13. 11. 29	0							0
(公財)滋賀食肉公社	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県水産振興協会	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県建設技術センター	H13. 10. 1	1	1					1	0
滋賀県道路公社	H13. 10. 1	15	11	4				15	0
(公財)滋賀県体育協会	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県暴力団追放推進センター	H14. 4. 1	0							0
(公財)国際湖沼環境委員会	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県文化財保護協会	H13. 10. 1	5	5					5	0
合 計		41	31	9	1	0	0	41	0

## (3) 出資法人に対する異議の申出の処理状況

平成27年度における出資法人の決定に対する異議の申出はありませんでした。

## 4 指定管理者の情報公開

### (1) 指定管理者の情報公開制度の対象となる指定管理者の範囲

本県の指定管理者の情報公開制度は、情報公開条例第34条の2の規定に基づいて、平成18年4月からスタートし、それぞれ対象となる指定管理者において、情報公開規程が定められ、保有する文書について県の条例に準じた公開制度（以下「文書公開制度」という。）の実施がなされています。

対象となる指定管理者の範囲は、表17のとおりです。

表17 指定管理者の情報公開制度の対象法人（平成27年4月1日現在）

指定管理者の名称	施設名	所管課
(株)コンベンションリンケージ	県民交流センター	県民活動生活課
ひかりグループ	琵琶湖流域下水道（矢橋帰帆島公園、苗鹿公園）	下水道課
(社福) 滋賀県社会福祉協議会	長寿社会福祉センター（福祉用具センター）	健康医療課
	長寿社会福祉センター	医療福祉推進課
(社福) グロー	むれやま荘	障害福祉課
	信楽学園	
(社福) 滋賀県視覚障害者福祉協会	視覚障害者センター	障害福祉課
(公財) 滋賀県身体障害者福祉協会	障害者福祉センター	
(社福) 滋賀県聴覚障害者福祉協会	聴覚障害者センター	
(社福) 友愛	びわ湖こどもの国	子ども・青少年局
特定非営利活動法人 P.P.P 滋賀	滋賀県営都市公園（奥びわスポーツの森）	都市計画課
(公財) 大津市公園緑地協会・(一社) 滋賀県造園協会西地区共同体	滋賀県営都市公園（春日山公園）	
	滋賀県営都市公園（尾花川公園）	
	滋賀県営都市公園（湖岸緑地：大津）	
シダックス・ハウスビルグループ	滋賀県営都市公園（びわこ地球市民の森）	
日本管財(株)	県営住宅	住宅課
琵琶湖汽船(株)	大津港公共港湾施設（マリーナを除く）	流域政策局
オリックス・ファシリティーズ(株)	大津港公共港湾施設（マリーナ）	

	近江富士花緑公園	森林政策課
近江鉄道ゆうグループ	滋賀県営都市公園（湖岸緑地：南湖東岸）	都市計画課
	滋賀県営都市公園（湖岸緑地：湖東湖北）	
	滋賀県営都市公園（びわこ文化公園（文化ゾーン））	
滋賀県漁業協同組合連合会	醒井養鱒場	水産課
（一財）滋賀県青年会館	長浜ドーム（宿泊研修館に限る）	（教育委員会事務局） 生涯学習課
滋賀県体育協会グループ	長浜ドーム（宿泊研修館を除く）	（教育委員会事務局） スポーツ健康課
	彦根総合運動場	
	体育館	
	武道館	
（公財）滋賀県体育協会・日本管財（株）グループ	スポーツ会館	
S Lグループ	アイスアリーナ	
（公財）滋賀県体育協会・瀬田漁業協同組合コンソーシアム	琵琶湖漕艇場	
滋賀SSグループ	柳が崎ヨットハーバー	
（公財）伊吹山麓スポーツ文化振興事業団	伊吹運動場	
NPO法人滋賀県ライフル射撃協会	ライフル射撃場	

## (2) 指定管理者の情報公開制度の実施状況

平成27年度における指定管理者の文書公開制度の実施状況は表18のとおりです。

表18 平成27年度指定管理者情報公開実施状況

(単位：件)

指定管理者の名称	施設名	実施状況							異議申出
		公開申出	申出に対する処理状況					合計	
			公開	一部公開	非公開	不存在	取下げ		
(株)コンベンションリンケージ	県民交流センター	0					0	0	
ひかりグループ	琵琶湖流域下水道 (矢橋帰帆島公園、苗鹿公園)	0					0	0	
(社福) 滋賀県社会福祉協議会	長寿社会福祉センター (福祉用具センター)	0					0	0	
	長寿社会福祉センター	0					0	0	
(社福) グロー	むれやま荘	0					0	0	
	信楽学園	0					0	0	
(社福) 滋賀県視覚障害者福祉協会	視覚障害者センター	0					0	0	
(公財) 滋賀県身体障害者福祉協会	障害福祉センター	0					0	0	
(社福) 滋賀県聴覚障害者福祉協会	聴覚障害者センター	0					0	0	
(社福) 友愛	びわ湖こどもの国	0					0	0	
特定非営利活動法人 P.P.P 滋賀	滋賀県営都市公園 (奥びわスポーツの森)	0					0	0	
(公財) 大津市公園緑地協会・ (一社) 滋賀県造園協会西地区 共同体	滋賀県営都市公園 (春日山公園)	0					0	0	
	滋賀県営都市公園 (尾花川公園)	0					0	0	
	滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：大津)	0					0	0	
シダックス・ハウスビルグループ	滋賀県営都市公園 (びわこ地球市民の森)	0					0	0	
日本管財(株)	県営住宅	37		2	35		37	35	
琵琶湖汽船(株)	大津港公共港湾施設 (マリーナを除く)	0					0	0	
オリックス・ファシリティーズ (株)	大津港公共港湾施設 (マリーナ)	0					0	0	



近江鉄道ゆうグループ	近江富士花緑公園	0						0	0
	滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：南湖東岸)	0						0	0
	滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：湖東湖北)	0						0	0
	滋賀県営都市公園 (びわこ文化公園(文化ゾーン))	0						0	0
滋賀県漁業協同組合連合会	醒井養鱒場	0						0	0
(一財) 滋賀県青年会館	長浜ドーム (宿泊研修館に限る)	0						0	0
滋賀県体育協会グループ	長浜ドーム (宿泊研修館を除く)	0						0	0
	彦根総合運動場	0						0	0
	体育館	0						0	0
	武道館	0						0	0
(公財) 滋賀県体育協会・日本 管財(株)グループ	スポーツ会館	0						0	0
S Lグループ	アイスアリーナ	0						0	0
(公財) 滋賀県体育協会・瀬田漁 業協同組合コンソーシアム	琵琶湖漕艇場	0						0	0
滋賀SSグループ	柳が崎ヨットハーバー	0						0	0
(公財) 伊吹山麓スポーツ文化 振興事業団	伊吹運動場	0						0	0
NPO法人滋賀県ライフル射 撃協会	ライフル射撃場	0						0	0
合 計		37	0	2	35	0	0	37	35

### (3) 指定管理者に対する異議の申出の処理状況

平成27年度における指定管理者の決定に対する異議の申出は、35件でした。